

# 鑑定入院医療機関、鑑定医のリスト作成

- 鑑定入院命令：審判手続において、①対象者の精神障害の有無、②対象者への本制度に基づく医療の要否、を鑑定医に判定させるために判定させたるため。
- 鑑定入院医療機関：鑑定その他医療的観察を実施するために対象者を入院させるための医療機関。

## 「現時点における検討状況、今後の進め方」

### ① 鑑定入院医療機関のリスト作成

・鑑定の対象者が年間400名程度であることを勘案すると、一定水準以上での医療を確保できる医療機関として、人口100万人対象とする医療機関が必要。(今後早急にかかること)が必須。

### ② 鑑定医のリスト作成

・精神指定医による判定医に対する予定。 (本年春～9月頃にかけて地方厚生局が各都道府県の協力を得つつ実施)

### ③ 鑑定ガイドラインの策定

・鑑定において入院・通院の必要性を判定するに当たつての着眼点や、鑑定法における実施項目等をガイドラインとして策定するに当たつての着眼点や、司法関係者とも調整の上、夏までに内容を概ね確定させる見込み。